

R会員規程

(目的)

第1条 この会員規程（以下「本規程」という。）は、株式会社退職金研究社（以下、「運営者」といいます。）が運営するR会員制度（以下、「会員制度」といいます。）に関して、必要な事項を定めるものです。

(会員資格)

第2条 R会員（以下、「会員」といいます。）は原則として法人とし、次の各号に掲げる全ての基準を満たす場合に限り、入会又は会員登録の継続ができるものとします。

(1) 退職金・企業年金に関して運営者によるアドバイス若しくはサポートのニーズがあるか、又は過去に運営者に業務委託を行った実績があること

(2) 過去の取引実績や折衝経緯等を通じて、会員制度運営に支障を来す恐れがないと判断されること

(3) 自ら（自らの役員及び経営に関与している者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当せず、かつ次に掲げる全ての要件を満たすこと

イ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員となるものでないこと

ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと

ハ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと

ニ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

(4) 運営者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計、威力、風説の流布により運営者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為、及び法的な責任を超えた不当な要求をする行為のいずれをも行わないこと

(5) 下請業者及び再委託先業者（下請又は再委託が数次にわたるときには、その全てを含む。）が前2号に該当しないこと

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、年1回、運営者が指定する月（原則10月とし、以下「更新月」といいます。）に、自らが資格要件を満たしていることを確認のうえ更新手続きを行う必要があります。

(1) 運営者との間で更新月において、前項第3項から第5項と同等の条項が盛り込まれた業務委託契約等を締結している法人

- (2) 更新月前3か月以内に新たに会員となった法人
 - (3) 更新月に退会する法人
 - (4) 国、地方公共団体又はそれらの出資を受ける法人
 - (5) プライム上場企業又はそのグループ会社
 - (6) プライム上場企業以外の上場企業
 - (7) 公益社団法人又は公益財団法人
- 3 会員が前項に定める更新手続きを怠った場合には、更新月の翌月末日に退会するものとします。

(会員制度の内容)

第3条 会員は、運営者が提供する次の各号に定めるサービスを利用できます。

(1) 会員価格による退職給付債務計算業務の受託

ただし、同契約の期間中に退会したり、同契約を期中解約する等の場合には、同契約での取り決めにより、会員価格が適用されなくなることがあります。

(2) 会員限定有償サービスの利用

主に制度運営サポートに資するサービスは、会員限定とさせて頂いており、ご利用に当たっては別途料金が発生します。

(3) 会員サイトの利用

会員は、「会員サイト利用規則」に同意した場合に限り、運営者が提供する会員サイトを利用できます。同サイトでは、PBO計算補助ツールやイールドカーブ・データ等を掲示しています。

(4) その他前各号に準ずるサービスのうち運営者が定めたもの

(会員費用の支払)

第4条 会員は、会員費用（以下、「会費」といいます。）は、会員が運営者と交わした個別の契約（以下、「個別契約」といいます。）に別段の定めがある場合を除き、運営者に会費を支払う必要があります。

2 会費は、入会した月の翌月から退会した月までの各月に対して発生します。

3 会費は、消費税を除いて月額8,000円とし、金額の日割計算は行いません。

4 会員は、運営者からの請求に基づき、請求月の翌月末日までに運営者の指定する金融機関口座にお支払ください。振込手数料は会員の負担とさせて頂きます。

4 会費のご請求は3月、6月、9月及び12月とし、請求月までの会費のうちお支払が済んでいない額をご請求いたします。ただし、退会があったときのご請求は、原則として退会した月に行います。

(会員の退会)

第5条 会員が退会するときには、退会希望日の30日前までに、運営者に退会について通知する必要があります。

2 入会した月と同じ月に退会することはできません。

(運営者による会員制度の終了)

第6条 運営者は、運営者の都合により、30日前までに会員に通知したうえで、会員制度を終了することができます。この場合、会員は当該終了日をもって退会します。

2 前項による会員制度終了時に会員と運営者との間で既に取り交わしている個別契約が、会員を前提としたものであるとき又は会員価格を適用しているときは、当該契約が終了するまでの間、引き続き会員であるものとみなします。

(会員サイトについて)

第7条 運営者は、善良なる管理者の注意をもって、会員サイトによりツール提供や情報発信を行います。

2 会員サイト及びサイトで提供されるコンテンツの著作権その他の無体財産権は、特に明示がない限り、運営者に帰属します。会員は、「会員サイト利用規則」に記載された利用上の注意事項をよくご確認の上、同規則を遵守頂く必要があります。

3 会員サイトの利用を希望する会員は、「会員サイト利用規則」に同意のうえ、所定の電子ファイルにより、運営者にサイト閲覧用のIDの発行を申し込むものとします。

4 「会員サイト利用規則」に変更があったときは、変更不同意の会員は、サイトの閲覧を停止するとともに、運営者が指定する期限又は当該変更の適用開始日前日までに、運営者にIDの削除を依頼する必要があります。この場合、過去の会員サイトの閲覧及び利用によって発生する諸事項については、引き続き従前の規則が適用されます。

(コンテンツ等の利用)

第8条 会員は、会員サイト上のコンテンツ、計算用ツール及び運営者が提供する助言、調査、分析、報告等（以下、「コンテンツ等」といいます。）を、自己の責任において、本規程に抵触しない範囲で自ら（会員と資本関係のあるグループ会社を含む。）のために自由に利用できます。

2 会員は、経理業務、会計・業務監査等の委託先に対し、当該委託業務の遂行に必要な範囲で、コンテンツ等の複製物を提供することができるものとします。

3 会員は、事前に運営者から書面による承諾を受けない限り、コンテンツ等及びその複製物を第三者（会員と資本関係のあるグループ会社及び前項に該当する場合を除く。）に提供し、又は公表することはできません。

4 前3項の規定にかかわらず、「会員限り」を明示したコンテンツについては、グループ会社、業務委託先、その他の第三者に提供することはできません。

- 5 会員は、会員以外の第三者（資本関係のあるグループ会社を含む。）にコンテンツ等の複製物を提供するときは、当該第三者に提供元を明示するとともに、複製物が外部に流出しないよう、当該第三者に対し監督その他必要な措置を講ずる責任を負います。
- 6 会員又は他の第三者によるコンテンツ等の利用による結果については、運営者に善管注意義務違反があった場合を除き、運営者はその責任を一切負いません。

（会員へのメール配信）

第9条 運営者は、会員に対する連絡及び会員制度に関する情報配信をEメールで行うことがあるため、会員の連絡先メールアドレスが変わったときは、速やかに運営者宛てに連絡する必要があります。

- 2 上記のほか、運営者は会員制度以外の受託業務に関する情報や広告をメール配信することがあります。この配信は、運営者への連絡により停止することができます。

（秘密保持）

第10条 本規程において「機密情報」とは、会員資格の確認及び会員制度の提供のために会員又は運営者から提供された資料及び情報、会員、会員と資本関係のある会社又は運営者の経営上の秘密、並びに会員と運営者との取引に関する情報をいいます。ただし、公知となった情報及び第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したものを除きます。

- 2 本規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める情報とし、運営者は漏洩防止対策として、会員サイトを提供するサーバーとは全く遮断された媒体によって管理します。
- 3 会員及び運営者は、相手方より受領した機密情報及び個人情報を厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理・保管します。
- 4 会員及び運営者は、会員制度の実施、業務委託契約の締結及び遂行以外のいかなる目的のためにも機密情報及び個人情報を利用してはならないものとします。
- 5 会員及び運営者は、機密情報又は個人情報を第三者（会員と資本関係のあるグループ会社を除く。）に開示するときには、法令に基づく場合及び裁判所の処分・命令による場合を除き、事前に相手方から書面による承諾を受けることを必須とし、また、開示の範囲は必要最小限の範囲とします。
- 6 会員及び運営者は、経理業務、法務業務、会計・業務監査等の委託先（法律により守秘義務を課せられている士業を営む者に限る。）に対し、当該委託業務の遂行に必要な範囲で、両者の取引内容に関する情報を提供することができるものとします。

（会員契約の解除）

第11条 運営者は、会員が本規程に違反し、かつ、相当の期間を定めて書面でその是正を求めたにも関わらず、その違反を是正しないときは、会員サービスを停止し、又は会員契

約を解除させていただきます。

2 運営者は、会員が次の各号のうちいずれかに該当したときは、催告なく直ちに会員契約を解除することができます。

- (1) 会員が第2条第3項に該当したとき
- (2) 会員が提供した自らの法人、役員又は窓口担当者の情報に虚偽があったとき
- (3) 故意又は重大な過失により、運営者又は他の会員に回復し難い損害を与えたとき
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- (5) 預金その他の債権について、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
- (6) 支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は、手形若しくは小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき

3 運営者は、会員が第2条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合、何らの催告を要さずに、会員契約を解除することができるものとします。

4 第2項（第1号を除く。）及び前項の規定は、運営者が各項の解除事由に該当したときの会員の退会について準用します。

（損害賠償）

第12条 前条の契約解除の原因を生じさせた会員又は運営者は、当該契約解除により相手方が損害を被ったときは、1年分の会費の範囲内で当該損害を賠償しなければならないものとします。また、契約解除の原因を生じさせた当事者側に損害が生じても、解除者はこれを賠償ないし補償することは要さないものとします。

2 会員（会員と資本関係のあるグループ会社を含む）又は運営者若しくは運営者の再委託先が、第8条第3項から第5項まで又は第10条の定めに違反したことにより、相手方に損害を与えたときには、前項の規定を準用します。

3 会員サイトのコンテンツの利用又は運営者が会員に提供した助言、報告等に起因し会員又は第三者が被った損害については、運営者に故意又は過失がある場合に限り、1年分の会費の範囲内で当該損害を賠償するものとします。ただし、会員が運営者とアドバイザリー契約その他の業務委託契約を現に締結しているときは、会員の選択により、当該契約の定めを適用することができます。

4 会員が会員サイト利用規則に定める禁止事項に違反したことにより、運営者が損害を被ったときは、会員は当該損害を賠償しなければならないものとします。ただし、当該賠償額は、会員に故意又は重過失がある場合を除き、1年分の会費の範囲内とします。

（合意管轄）

第13条 本規程の根拠法は日本法とし、本規程に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（本規程等と個別契約との関係）

第14条 会員が運営者と現に締結している個別の契約（以下、「個別契約」といいます。）において本規程と異なる事項又は追加条項を定めた場合、個別契約の定めが本規程に優先して適用されます。

2 前項の規定にかかわらず、会員サイト利用規則については、全ての会員サイト利用者に一律に適用されるものとし、個別契約に別の定めがあるときは、「会員サイト」と明記されている場合に限り、当該規定を適用します。

（本規程の改廃）

第15条 運営者が必要と判断する場合、本規程を改定することがあり、その場合、当社公式サイト又は会員サイト上に改定のお知らせと改定後の規程を掲示します。

2 前項に定める掲示は、字句の訂正等の軽微な変更を除き、改定日の2週間以上前に行います。ただし、第4条（会費の支払）を改定する場合は、改定日の2か月以上前にサイトへの掲示を行うと共に、各会員に対して個別に通知を行います。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、2026年4月1日から施行します。

2 この規程は、2026年6月1日から改定します。

会員サイト利用規則

(目的)

第1条 この規則（以下「本規則」という。）は、株式会社退職金研究社（以下、「運営者」といいます。）が開設する会員サイト（以下、「本サイト」といいます。）に関して、必要な事項を定めるものです。

(本規則の適用)

第2条 本規則は、本サイトの全ての閲覧者及び利用者に適用され、本サイトを閲覧又は利用したときには、本規則に同意したものとみなします。

(コンテンツ使用上の留意点と保証)

第3条 本サイト上の記事、計算ツール、データ等（以下、「コンテンツ」といいます。）は、法令等及び信頼性が高いと判断した情報に基づいて作成されていますが、その正確性及び完全性に対して責任を負うものではありません。利用にあたっては、自己責任での利用をお願いします。

- 2 法令等は変更される可能性があり、記事の作成時点に留意するとともに、情報のアップデートをお願いします。
- 3 法律、会計、税務については、弁護士、公認会計士（監査法人）、税理士に十分ご相談の上、ご対応ください。また、企業年金の実務は、受託会社にご確認ください。
- 4 WEB上の計算ツールは、ブラウザその他の使用環境により、正常に動作しないことがあります。利用の際には、簡単な入力値による動作確認をお願いします。
- 5 本サイト上の計算ツール及びEXCELファイルは、仕様や前提を十分にご確認の上、ご使用ください。例えば、「会計処理明細」は、退職給付の終了処理には対応しておらず、また、入力値の正負を誤ると正しく計算されません。
- 6 本サイト上の計算ツール及びEXCELファイルは、「試作品」の表示があるものを除き、十分な検証を行っておりますが、万一、計算結果に誤りを生じるような不具合が発見されたときには、速やかに本サイトでお知らせし、誤りを修正又はサイトから削除します。
- 7 EXCELファイルは、R会員（以下、「会員」といいます。）の自己責任のもとで、加工したり、会員が作成した別のEXCELファイルに取り込んで使用することができます。この場合、運営者及び提供者は、加工したファイルや取り込んだ先のファイルに関する著作権その他の権利を一切主張することはなく、同時に一切の責任を負いません。取り込みをするときには、次条の取込サポートを活用されることをお勧めします。
- 8 本サイトへのコメントの書込や投稿については、運営者の判断により、削除や移動を行うことがあります。

9 コンテンツの著作権は全て、運営者又はその供給者に帰属しており、著作権法により保護されています。

10 会員と運営者が商用利用の契約を締結している場合を除き、全てのコンテンツ及びその加工物の商用利用（会員法人が顧客若しくは営業先に対して有償若しくは無償で提供し、又は広告、宣伝、集客に利用することをいいます。）を禁止させていただきます。

（コンテンツに関するサポート）

第4条 会員は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める範囲について、運営者のサポートを受けることができます。

(1) アドバイザリー契約を締結している会員 本サイト上の全てのコンテンツ

(2) 退職給付債務計算業務委託契約を締結している会員（前号を除く）

PBO関連ツール及び関連記事、R会員制度（以下、「会員制度」といいます。）に関するコンテンツ

(3) 他の業務委託契約を締結している会員（前2号を除く）

委託業務と関連の深い記事、会員制度に関するコンテンツ

(4) 個別の契約を有していない会員 会員制度に関するコンテンツ

2 前項の規定にかかわらず、解説記事、計算ツール、EXCEL ファイルその他のコンテンツに誤りや不具合を発見し、あるいは疑義を生じたときには、会員は、個別契約の内容やコンテンツの分野を問わず、速やかに運営者に連絡してください。誤りの修正及び品質向上のために当該コンテンツの確認、改善を行います。

3 第1項のサポートの対象となる EXCEL ファイルを会員が作成した別の EXCEL ファイルに取り込んだ場合には、必要に応じて、取込サポート（運営者が取り込み後の計算式の確認すること）を行わせて頂きます。

（計算結果の保証）

第5条 本サイト内の計算ツール又は EXCEL ファイルに計算結果に誤りを生じる不具合があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、全会員の会費を次の請求月に3か月分（請求予定額が3か月に満たない場合には請求予定額の全額）を免除させていただきます。

(1) 当該計算ツール等について「試作品」の表示があるとき

(2) 結果が表示されない、入力値を変えても計算結果が変わらない等、WEB上の計算ツールが正しく動作しないとき

(3) 特例的な条件に対してのみ不具合が発生する等、影響が軽微であるとき

（会員の禁止事項）

第6条 本サイトの適正な運営のために、会員が次の各号に掲げる行為を行うことを禁止します。

- (1) 本サイトの閲覧に必要なID及びパスワードを会員以外の第三者（会員のグループ会社を含む全ての第三者をいう。）と共用すること、又は貸与や譲渡を行うこと
 - (2) R会員規程第8条に違反して、コンテンツ又はその複製物を第三者に提供すること
 - (3) 他者のプライバシーその他の権利の侵害や名誉毀損の恐れのある内容、公序良俗違反、誹謗中傷、虚偽、誇張若しくは個人情報、機密情報を含む内容、又は本サイトの運営を妨げる内容のコメントや投稿を行うこと
 - (4) 本サイトのWEBサーバーや関連コンピューターに不正にアクセスすること
 - (5) 本サイトの情報を改ざんしたり、有害なメール、プログラム等を送信又は掲載を行うこと
 - (6) 自らを運営者と偽って他の会員又は第三者に連絡する等のなりすまし行為を行うこと
- 2 会員が前項に違反した場合には、運営者は当該会員の本サイトの閲覧を停止できるものとし、運営者又は他の会員が損害を被ったときは賠償する責任を負うものとします。

（会員以外の者の禁止事項）

- 第7条 会員以外の者が本サイトにアクセスすることを禁止します。ただし、システム・ベンダー等、運営者が特に認めた者が指定期間内に必要な範囲内でアクセス及びダウンロードを行う場合を除きます。
- 2 会員以外の者が前項で禁止されているアクセス又は前条第1項各号のいずれかの行為を行ったときは、運営者又は会員が被った損害を賠償しなければならないものとします。

（会員サイトの停止）

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、運営者又はサーバーの提供会社は、本サイトの全部又は一部を停止することがあります。
- (1) システムの定期メンテナンス、緊急保全又は障害復旧のために必要なとき
 - (2) サーバーへのアクセスの集中その他の理由により、サーバーの提供会社が停止を行ったとき
 - (3) 停電、災害、システムダウンにより、本サイトの提供が不能となったとき
 - (4) 前号各号に準ずる原因により、本サイトの停止がやむを得ないとき
- 2 前項によって会員に損害が発生した場合、運営者は賠償責任を負いませんが、会員との個別契約に基づく受託業務に支障を来たさないよう最善を尽くします。

（運営者の免責事項）

- 第9条 運営者は会員及び第三者に対し、次の各号に掲げる事項を保証致しません。
- (1) 第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと

本サイトのコンテンツや EXCEL ツールは、全て運営者が作成したものです。あらゆる特許、商標登録等を侵害していないことを確認できていません。本サイトのコンテンツに関して第三者との係争が生じたときには、運営者が対応します。

- (2) 本サイトのセキュリティーに脆弱性がないこと及び侵入や攻撃の対象となり得ないこと
- (3) 本サイトのコンテンツ、EXCEL ツールや自動配信メールに有害なコンピューター・ウイルスを含んでいないこと
なお、EXCEL ツールは、全て運営者が一から作成していること、及びコンテンツにアップロードされたファイルは、全て事前にウイルス対策ソフトによるスキャンを実行していることを誓約します。
- (4) WEB上の計算ツールが、全てのブラウザ、デバイス及び使用環境で正しく動作すること

(本規則の改廃)

第10条 本規則の改廃については、R会員規程の改廃規定を準用します。

附 則

(施行期日)

第1条 本規則は、2026年4月1日から施行します。

2 本規則は、2026年6月1日から改定します。